

議案第14号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部

分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（53） 略</p> <p><u>（54） 削除</u></p> <p>（55）～（64） 略</p> <p>（65） 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この号及び次号において「整備令」という。）附則</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（53） 略</p> <p><u>（54） 薬事法第26条第3項ただし書の規定に基づく医薬品の販売又は授与の許可 1件につき7,100円</u></p> <p>（55）～（64） 略</p> <p>（65） 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円</p>

第3条の規定によりなお効力を有することとされる整備令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号において「旧令」という。）第45条第1項の規定に基づく書換交付を含む。）

1件につき2,000円

(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付（整備令附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる旧令第46条第1項の規定に基づく再交付を含む。） 1件につき2,900円

(66の2)～(265の3) 略

(265の4) 魚類に係る疾病の検査（異常を示す個体でないことを確認するため依頼を受けて行う検査（アユ冷水病に関する検査を除く。）に限る。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 コイヘルペスウイルス病	1 回 に つ き 13,700円
2 コイ春ウイルス血症 (1) ウイルス分離検査	1 回 に つ き

(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(66の2)～(265の3) 略

(2) 間接蛍光抗体法検査	20,300円 1 回 に つ き
(3) 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応検査	13,500円 1 回 に つ き 13,400円

(265の5) 魚類に係る疾病の検査のうちアユ冷水病に関するもの 1回につき28,600円

(265の6) 魚類に係る疾病の検査に関する証明書の交付 1件につき420円

(266)～(315) 略

(315の2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 住宅の品質確保の促進等に関する法	

(266)～(315) 略

律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類（以下「基準適合証」という。）の添付がない長期優良住宅建築等計画

(1) 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画 1 件につき
49,000円

(2) (1)以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画

ア 床面積の合計が500平方メートル以下の住宅に係るもの 1 件につき
99,000円

イ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの 1 件につき
159,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの 1 件につき
314,000円

エ 床面積の合計が3,000平方メートル以下の住宅に係るもの 1 件につき

ルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	563,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 968,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 1,791,000円
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件につき 2,559,000円
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超える住宅に係るもの	1 件につき 3,135,000円
2 基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画	
(1) 一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1 件につき 11,000円
(2) (1)以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	
ア 床面積の合計が500平方メートル	1 件につき

以下の住宅に係るもの	23,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件 に つ き 37,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件 に つ き 63,000円
エ 床面積の合計が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件 に つ き 121,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件 に つ き 228,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件 に つ き 423,000円
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以下の住宅に係るもの	1 件 に つ き 603,000円
ク 床面積の合計が30,000平方メー	1 件 に つ き

トルを超える住宅に係るもの	718,000円
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係の規定に適合するかどうかの審査を受けるように申出があった長期優良住宅建築等計画	1又は2に定める額に、鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）別表3の1の項に定める金額に相当する額を加算した額

(315の3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定 1件につき3,000円

(315の4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認 1件につき3,000円

(316)～(328) 略

2 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例の廃止)

2 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例（平成18年鳥取県条例第48号）は、廃止する。